

別添様式 2

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

基本情報	
地方公共団体名	福岡県
事業計画名	県有施設における脱炭素化計画 ～県の率先取組～
事業計画の期間	令和4年度～令和9年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

【温室効果ガスの排出状況】

福岡県における2020年度の温室効果ガス排出量は4,395万トン（CO₂換算）であり、基準年度である2013年度に比べ29.0%減となっている。

家庭部門

・福岡県における2020年度の1世帯当たりのCO₂排出量は2.31トンであり、基準年度である2013年度に比べ47.5%減となっている。

業務部門

・福岡県における2020年度の床面積当たりのCO₂排出量は96.0kgであり、基準年度である2013年度に比べ45.8%減となっている。

表1 福岡県の温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出区分	基準年度 (2013年度) 排出量	前年度 (2019年度) 排出量	現況 (2020年度)			削減目標 (2030年度)
			排出量	前年度比	基準年度比	
合計	6,186	4,644	4,395	▲5.4	▲29.0	▲46.0%
二酸化炭素	6,100	4,558	4,318	▲5.3	▲29.2	—
エネルギー転換部門	65	42	46	9.6	▲29.0	—
民生（家庭）部門	1,009	485	570	17.4	▲43.5	—
民生（業務）部門	1,113	614	616	0.4	▲44.6	—
産業部門（工場等）	2,247	1,857	1,671	▲10.0	▲25.6	—
運輸部門	969	905	787	▲13.1	▲18.8	—
工業プロセス分野	613	565	546	▲3.5	▲11.0	—
廃棄物分野	85	89	82	▲7.2	▲2.5	—
メタン	36	32	32	▲1.3	▲10.3	—
一酸化二窒素	44	46	37	▲20.0	▲14.9	—
代替フロン等4ガス (HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)	7	8	7	▲3.9	0.9	—

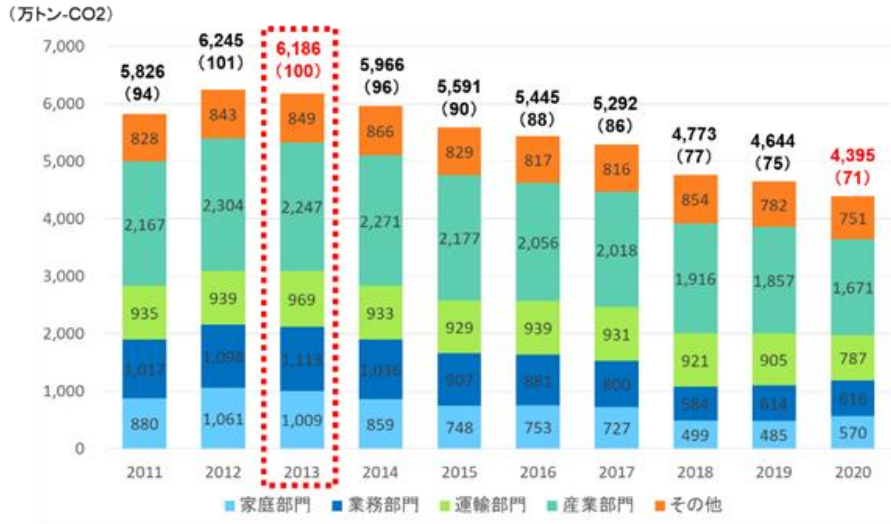


図1 福岡県における温室効果ガス排出量の推移

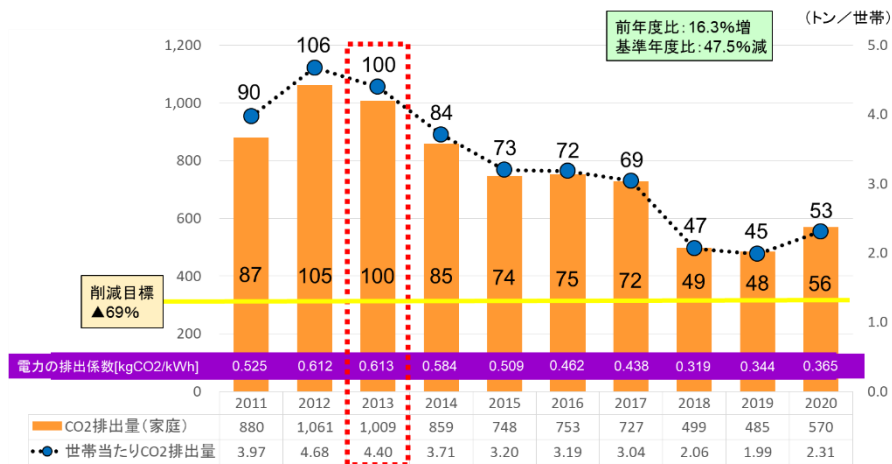


図2 福岡県における家庭部門のCO2排出量の推移

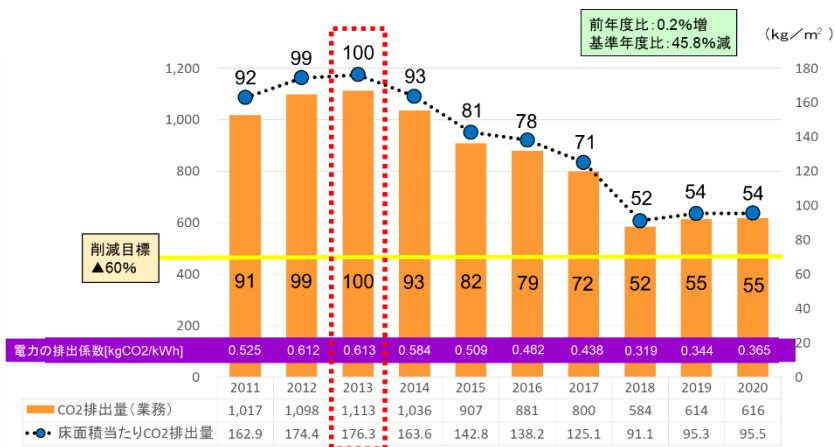


図3 福岡県における業務部門のCO2排出量の推移

【地域の課題】

令和4年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」「福岡県環境保全実行計画」を改定し、2050年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すこととした。

カーボンニュートラルの達成のためには、行政だけでなく、家庭、事業所などの各部門が一丸となってそれぞれの取組を進める必要がある。

また、本県は、平成27年度以降、「平成29年7月九州北部豪雨」（死者・行方不明者39名、家屋被害2,530件、被害額1,941億円）をはじめとして、5年連続で被災しており、これまで防災強化のための再エネ導入を進めてきたところであるが、災害に強い地域づくりのため、消費地と発電地が近い自家消費型の分散型エネルギーを導入することで、レジリエンスを強靱化する。

【2030年までに目指す地域脱炭素の姿】

- 住宅・建築物における省エネルギー化及び再生可能エネルギー（太陽光発電）の設置を推進し、民生部門（家庭・業務）におけるCO₂排出量を大幅に削減。
- また同時に、災害等非常時のエネルギー源を確保することで、レジリエンスを強靱化。
- このような地域脱炭素の姿を目指すため、県有施設において以下の取組を率先垂範する。

本交付金で実施する県の率先取組

- ① 県有施設について、設置可能な全施設に太陽光発電設備を設置。それにより、非常時のエネルギー源を確保し、災害に強いレジリエンスな施設に。
- ② 県有施設の省エネルギー化（高効率空調・換気設備等）を進め、エネルギー使用量を最大限削減。
- ③ 住宅の外皮の断熱性能向上や高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機の設置を進めることで、家庭部門のエネルギー使用量を削減。

【今後の方針】

- ① 「福岡県環境保全実行計画（第5期改定版）」（令和4年3月改定）において、県有施設への太陽光発電設備の導入及び省エネ改修について、当該交付金を活用して実施すべき重点的取組と位置付ける。
- ② 令和4年度に、県有施設における太陽光発電設備の導入及び省エネ改修について可能性調査を実施。当該調査結果を踏まえて、令和5年度以降の効果的な施設改修につなげる。
- ③ 民生部門（家庭）における省エネルギー化を推進するため、令和4年度から既存住宅性能向上改修工事への補助事業を制定。

（2）改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等			
事務 事業編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく改定済	令和4年3月
	改定中		
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hozenjikkou-5th.html			
区域 施策編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく策定・改定済	令和4年3月
	策定・改定中		
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ondankajikkoukeikaku202203.html			

【事務事業編】

福岡県環境保全実行計画（令和 4 年 3 月改定）

計画期間：2020 年度～2030 年度

削減目標：2030 年度における福岡県の事務事業により温室効果ガス総排出量 32%削減（※）

（※）電気の CO₂ 排出係数の影響を受けないエネルギーベースでの削減率

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	○新築及び既存の県有施設に太陽光発電設備を設置する。 ※設置可能な県有施設すべてに原則令和 7 年度までに設置予定。
公共施設の省エネルギー対策の徹底	○新築する県有施設について高効率空調・換気設備、複層ガラス、人感センサー等の導入などにより、40%以上の省エネルギー化（ZEB Oriented 相当以上）を図る。 ○2030 年度までに新築の県有施設が平均して省エネルギー化 50%以上となること（ZEB Ready 相当）を目指す。
電動車の導入	○新規導入・更新する公用車については、代替可能な電動車等がない場合を除き全て電動車等とし、2030 年度までに公用車を全て電動車等とする。
LED 照明の導入	○県有施設における LED 照明の導入を加速させ、2030 年度までに 100%導入とする。
再生エネ電力調達の推進	○県有施設で使用する電力については、再生可能エネルギー 100%電力の導入可能性を検討し、可能な施設から導入する。

取組概要

【区域施策編】福岡県地球温暖化対策実行計画（令和 4 年 3 月改定）

計画期間：2017 年度～2030 年度

削減目標：長期目標 2050 年度に福岡県の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す。

中期目標 2030 年度における福岡県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 46%削減

○部門別目標（2013 年度比）

・家庭部門：2030 年度における 1 世帯当たりの CO₂ 排出量 69%削減

・業務部門：2030 年度における事業所の床面積あたりの CO₂ 排出量 60%削減

再生可能エネルギー導入目標 2026 年度の再生可能エネルギー発電設備導入容量を、405 万 kW（2020 年度比約 50%増）とする。

取組概要

<各部門における削減取組について>

部門	取組・目標
エネルギー等	○2026（令和 8）年度の再生可能エネルギー発電設備導入容量を、405 万 kW（2020（令和 2）年度比で 50%増）とする。 ○洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限の導入促進 ○カーボンニュートラルポートの形成 ○水素エネルギー利活用の推進 ○地域の脱炭素化
家庭	○2030（令和 12）年度における 1 世帯あたりの二酸化炭素排出量を 2013（平成 25）年度比で、69%削減する。 ○省エネ住宅の普及促進（ZEH、省エネ改修）

	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー機器等の導入 ○省エネルギー型ライフスタイルへの転換
業務（オフィス、商業施設等）	<ul style="list-style-type: none"> ○2030（令和12）年度における事業所の床面積当たりの二酸化炭素排出量を、2013（平成25）年度比で、60%削減する。 ○建築物の省エネルギー対策の推進（ZEB） ○省エネルギー設備の導入促進 ○地方公共団体における率的取組（地方公共団体実行計画の支援等）
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ○2030（令和12）年度における使用自動車1台当たりの二酸化炭素排出量を、2013（平成25）年度比で37%削減する。 ○電動車の普及促進 ○充電インフラ設備の促進 ○地域公共交通及び自転車の利活用促進
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○2025（令和7）年度における一般廃棄物の総排出量を、2018（平成30）年度比で、5%削減する。 ○県民や事業者の3Rの取組促進（ふくおかプラごみ削減協力店の運用、ふくおかプラごみ削減キャンペーン、3Rの達人 など） ○廃棄物再資源化の技術支援、リサイクル製品の認定など

<異なる目標水準の設定をしている部門について>

(3) 地方公共団体実行計画における位置付け

「福岡県環境保全実行計画（第5期改定版）」において、本計画で実施する事業を、県が率先して取り組むべき重点的取組と位置づけている。

また、環境保全実行計画における2030年度温室効果ガス排出量削減目標^{※1}（58%）のうち、本交付金による設備導入の効果として、約4.2%の温室効果ガス排出量削減に寄与

※1 排出係数の減少による排出量削減を含む目標値

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性	
①温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO2削減/年)	23,170 トン-CO2削減/年
②再生可能エネルギー導入目標 (kW)	1,042 kW
(内訳)	
・太陽光発電設備	1,042 kW
・風力発電設備	
・地熱発電設備	
・中小水力発電設備	
・バイオマス発電設備	
③事業費 (千円) (うち交付対象事業費)	4,437,513 千円 (4,000,655 千円)
④交付限度額 (千円) (内訳)	1,961,031 千円
	直接事業 1,943,757 千円
	間接事業 3,995 千円
⑤交付金の費用効率性 (千円/トン-CO2) (交付対象事業費を累積の温室効果ガス排出量の削減目標で除す)	85 千円/トン-CO2

<申請事業>

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和5年度	県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	8	124 kW	78,864
令和6年度	県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	15	333 kW	295,834
令和7年度	県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	21	405 kW	400,556
令和8年度	県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	7	130 kW	119,903
令和9年度	県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	2	50 kW	41,470
合計	県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	53	1042 kW	936,627

ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導		実施する	
年度	事業概要	事業量 (数量)	交付限度額 (千円)
令和4年度	県有施設の省エネ改修の実施	3	7,877
令和5年度	県有施設の省エネ改修の実施	11	95,337

別添様式 2

令和6年度	県有施設の省エネ改修の実施	—	2,140
令和7年度	県有施設の省エネ改修の実施	1	67,830
令和8年度	県有施設の省エネ改修の実施	6	628,084
令和9年度	県有施設の省エネ改修の実施	3	205,862
合計	県有施設の省エネ改修の実施	24	1,007,130

エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額（千円）
令和4年度	県民の既存住宅断熱性能向上改修への補助事業	3	1,006
	県民の既存住宅高効率設備等への補助事業	0	0
令和5年度	県民の既存住宅断熱性能向上改修への補助事業	6	2,789
	県民の既存住宅高効率設備等への補助事業	1	200
合計	県民の既存住宅断熱性能向上改修への補助事業	9	3,795
	県民の既存住宅高効率設備等への補助事業	1	200

<国の交付率等より低い交付率等で実施する場合、協調補助を実施する場合>

事業番号	事業概要	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2で計算された交付限度額（千円）	地方公共団体から間接事業者への補助額	
			交付限度額（千円）	協調補助額（千円）
			事業量（数量）	

(2) 事業実施における創意工夫

- 県有施設について、令和4年度に太陽光発電導入及び省エネ改修可能性の調査を実施し、施設の用途、規模、特性にあった最適な温室効果ガス削減（創エネ、省エネの両観点から）事業を実施する。
- また、効果的な調査手法を用い、設置・改修費用、CO2削減効果等から、県有施設における事業の優先順位付けを行い、優先度の高いものから事業の実施につなげる。
- 令和9年度までに整備する予定であった太陽光発電設備の設置を原則令和7年度までに整備するよう計画を前倒しして、スピード感をもって取り組むとともに、他事業と併せ、太陽光発電設備が設置可能な県有施設は令和7年度末までに全て設置する

(3) 地域課題の解決・地域特性の活用

地域課題	
地域課題の概要	○カーボンニュートラルの達成に向けた一丸となった取組 ○レジリエンス向上
<p>カーボンニュートラルを達成するためには、県、事業所、家庭部門それぞれが、一丸となって脱炭素化に取り組まなければならない。</p> <p>また、福岡県では、「平成29年7月九州北部豪雨」をはじめ平成29年度から令和2年度まで、5年連続で大雨災害が発生するなど、災害に強い地域づくりが求められている。</p>	
地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入	
<p>年間を通じた良好な日照状況などの地理的優位性を活かし、太陽光発電設備を県下全域の県有施設に導入する。</p> <p>県民や事業者の多くが利用する県有施設に、率先して太陽光発電設備を導入することで、脱炭素化に向けた意識醸成を図り、カーボンニュートラル達成のための起点とする。</p>	
重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について	
<p>県下全域の県有施設へ太陽光発電設備を導入することで、他部門の取組を牽引する。</p> <p>また、自家消費型太陽光発電設備を整備し、分散型エネルギーを導入することにより、非常時の電源を確保し、地域のレジリエンスを向上させる。</p>	

(4) 事業実施による波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）	
波及効果①	<p><u>各種組織を用いての横展開</u></p> <p>外部の者が構成員となっている組織等で取組結果を報告することにより、その有効性を周知し、県民、民間企業等への横展開を図る。</p> <p><対象となる組織等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県環境県民会議（事業者団体、行政機関） ・福岡県省エネルギー推進会議（事業者団体、行政機関）
波及効果②	<p><u>アプリを活用した事業効果の啓発</u></p> <p>事業実施後の効果（事業実施前と比較して電気代やCO₂の削減効果など）について、既存のアプリ等を活用して啓発することにより、再エネ設備や省エネ技術の普及促進や県民の行動変容を促す。</p>
波及効果③	<p><u>県内市町村向け支援</u></p> <p>市町村トップセミナーをはじめとした研修会等において、県の取組手法やPPA、ZEB化等に関する情報提供、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の要件になっている「地方公共団体実行計画」の策定の支援など市町村の地域脱炭素化に向けた取組を推進。</p>

(5) 推進体制

①地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

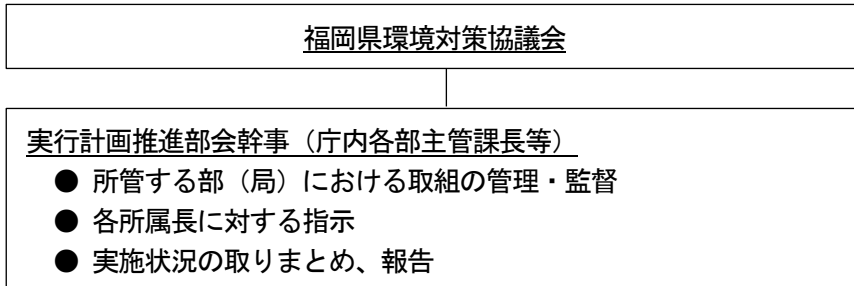
地方公共団体内部での推進体制

本重点対策加速化事業の推進体制として、既存の「福岡県環境保全実行計画」における推進体制（福岡県環境対策協議会）を利用。

福岡県環境対策協議会

目的：庁内協議機関として、環境対策の重要事項に関する連絡、審議及び調整を行う。

構成員：副知事、各部部长等



○ その他、以下の組織において取組の進捗状況を報告し、取組推進にあたっての助言を求める。

庁内組織

福岡県エネルギー政策推進本部

目的：庁内部局間の施策連携を図るとともに、課題を共有し、エネルギーに関する政策を全庁的に推進

構成員：知事、副知事、各部部长 等

福岡県地球温暖化対策施策連絡調整会議

目的：地球温暖化対策施策の総合調整と情報共有を行い、県内における地球温暖化対策を一元的に推進

構成員：庁内各部関係課長、警察本部総務課長 等

【採択前】

重点対策加速化事業の取組を主体となって推進している体制はなく、環境部環境保全課調査指導係の一つの業務として実施。

【採択後】

令和5年4月1日に環境保全課地球温暖化係県有施設PV班を創設した。県有施設PV班において重点加速化事業の全庁の調整・進捗管理、県有施設への太陽光発電設備設置等の促進を行うよう体制を整備した。

②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築

【連携体制】

連携事業者名	九州電力株式会社と連携協定を締結
役割	<連携事項> ・ 県有施設のCO2排出削減に関すること ・ 県民・事業者の環境に関する意識醸成やCO2削減支援策の推進に関すること
当該事業者のこれまでの取組	・ 太陽光発電設備の技術的助言や最新技術に関する情報

別添様式 2

	提供 ・ 県が実施する事業者、市町村向けセミナーへの情報提供、助言				
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施
合意形成状況に関する補足					

以下の会議等でも県の取組及びその効果を紹介し、横展開を図る

・ 福岡県環境審議会

目 的：環境に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議

構成員：学識経験者、関係行政機関職員 等

・ 福岡県環境県民会議

目 的：地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献するため、取り組むべき方策を検討し、その対策の推進を図る。

構成員：県民団体、事業者団体、行政機関

・ 福岡県省エネルギー推進会議

目 的：事業所における省エネルギーの取組を推進し地球温暖化防止と企業振興に貢献する。

構成員：省エネ技術等保有企業、事業者団体、行政機関、オブザーバー（国、温防センター等）

3. その他

(1) 独自の取組

《業務・事業者部門支援事業》

○福岡県中小企業等省エネ設備導入支援補助金

中小企業等が脱炭素化を進めるため、省エネ効果が期待できる設備等の導入を支援する補助制度。令和4年度創設。

	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名 福岡県中小企業等省エネ設備導入支援補助金 ・ 対象者 県内の中小企業者、小規模事業者、個人事業主 ・ 対象設備 LED照明、空調設備、給湯設備、冷凍冷蔵機器等 ・ 補助率 1/3 (上限100万円) ・ 条件 省エネ診断の受診 	同 左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年3月に策定(改定)した福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)に基づき、令和4年度から開始。 ・ カーボンニュートラルの達成に向けた業務・事業者部門の取組を支援するもの。
予算額	62,905千円	82,384千円	
実績・予定件数	補助件数 81件	予定件数：80件	

・促進区域の設定

地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する促進区域に係る福岡県基準
(令和5年4月1日施行)

1 基準策定の趣旨

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正(令和4年4月1日施行)において、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業(以下「地域脱炭素化促進事業」という。)を推進するための計画・認定制度が創設された。
- 市町村は、地方公共団体実行計画に、地域脱炭素化促進事業の促進に係る事項として、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)等を定めることとされ、その設定にあたっては、環境保全に係る国・県の基準を踏まえることとされている。
- 市町村が環境保全に係る影響を検討し、再生可能エネルギーのポテンシャルの分布状況や設置形態等を考慮して、促進区域を円滑に設定できるよう、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第7項の規定に基づき、福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)の別冊として、促進区域に関する福岡県基準を定めるもの。

2 基準の対象

- (1) 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類
太陽光発電、風力発電、バイオマス発電
- (2) 県の基準を適用しない施設
太陽光発電設備については、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものには適用しない。

3 基準について

本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するため、基準となる(1)(2)とともに、市町村での地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定において参考となる(3)～(5)を設定。

- (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域(除外する区域)
地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に設定することが適切でないと判断する区域
＜例＞地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域 など
- (2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項(考慮すべき区域・事項)
地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項とその考え方、その事項を考慮するに当たって収集すべき情報とその収集方法
＜例＞土地の安定性への影響、騒音による影響 など
- (3) 地域脱炭素化促進事業が想定される箇所に係る例示
地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、地域脱炭素化促進事業の実施が想定される箇所を例示
＜例＞公共施設、公共遊休地 など
- (4) 地域の脱炭素化のための取組の例示
地域の自然的社会的条件に応じて、地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用し、市町村内での温室効果ガスの排出削減等に貢献する取組を例示
＜例＞太陽光発電等で得られた電気の住民・事業者への供給、住宅・建築物の省エネ性能等の向上 など
- (5) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例示
地域脱炭素化促進事業と併せて実施すべき、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献する取組を例示
＜例＞域内への安価な再生可能エネルギーの供給、地元の雇用創出 など

・その他独自の取組

《業務・事業者支援事業》

○省エネ相談事業

省エネルギー型設備・機器の導入又は現有設備の運用改善を検討している中小企業等の相談に応じ、運用面・投資面での助言や提案を行うことにより、中小企業等の省エネルギー対策の促進を図るため、省エネルギーに関する無料の相談窓口を開設

年度	予算額	実績（予定）
令和5年度	6, 367千円	99件
令和6年度	6, 642千円	100件

○脱炭素化人材育成事業

県内事業者における脱炭素化を推進するため、脱炭素に関する各種講座等を開催し、人材の育成を支援

名称	内容	予算額	実績（R5）
経営フォーラム	企業の経営層・経営スタッフを対象に環境経営に取り組むメリットや先進企業の事例紹介を行う講座	R5 5, 199千円	66名
技術セミナー	各種機器・設備の運用改善手法等に関する技術者向け講座		57名
補助金セミナー	国や県が実施する省エネ補助金の紹介や申請に向けた準備のポイントなどを解説する講座	R6 5, 000千円	79名
ZEB 見学会	ZEB 達成までの工夫点や ZEB 補助金採択のポイントを、実際の施設見学と講義をまじえて学ぶ見学会		19名

○太陽光発電設備の共同購入事業（家庭・事業者共通）

太陽光発電設備（10kW 以上）及び蓄電池について、設置希望の事業者を募り、一括して購入することでコスト低減を図る共同購入の仕組みを構築し、事業者における温室効果ガスの排出削減を図る。（予算額 6, 733 千円（令和6年度新規））

○Jクレジット制度活用事業（家庭・事業者共通）

太陽光発電設備等を導入した家庭・事業者の CO2 排出削減量を集約して、Jクレジット制度によりクレジット化し、販売した収益を地球温暖化対策に資する取組に活用

約1, 000世帯（事業者）の「福岡カーボンプレジット倶楽部（仮称）」への参加を呼びかける

（予算額 12, 172 千円（令和6年度新規））

《家庭部門支援事業》

○ふくおか未来づくり住宅普及事業

国の省エネ基準（ZEH）を上回る省エネ住宅の普及促進を図るため、モデル団地における住宅の断熱性能向上と電力販売契約（PPA）による太陽光発電設備の導入を支援

（予算額 令和5年度：8, 271千円 令和6年度：4, 275千円）

○太陽光発電設備の共同購入事業（家庭・事業者共通）

太陽光発電設備（10kW 未満）及び蓄電池について、設置希望の家庭を募り、一括して購入することでコスト低減を図る共同購入の仕組みを構築し、家庭における温室効果ガスの排出削減を図る。（予算額 6, 733 千円（令和6年度新規））

○Jクレジット制度活用事業（家庭・事業者共通）

太陽光発電設備等を導入した家庭・事業者の CO2 排出削減量を集約して、Jクレジット制度によりクレジット化し、販売した収益を地球温暖化対策に資する取組に活用

約1, 000世帯（事業者）の「福岡カーボンプレジット倶楽部（仮称）」への参加を呼びかける（予算額 12, 172 千円（令和6年度新規））

(2) 施策間連携

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	①「福岡県中小企業等省エネ設備導入支援補助金」 ②「県有施設太陽光発電設備整備費」
・取組内容	①省エネ効果が期待できる設備や機器の導入を支援。 ②設計・施工一括発注による県有施設への太陽光発電設備整備
・関係府省庁の事業名	①物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 ②脱炭素化推進事業債
・事業概要	①エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、交付するもの。 ②GX 実現に向けた基本方針（令和4年12月22日GX実行会議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに、脱炭素化推進事業債を創設
・所管府省庁名	①内閣府 ②総務省
・活用予定事業費	①82,384千円（総事業費82,384千円） ②令和6年～7年度で857,600千円活用予定（総事業費956,393千円）（令和7年度応募予定）

【取組概要】	
①「福岡県中小企業等省エネ設備導入支援補助金」	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：県内の中小企業者、小規模事業者、個人事業主 ・対象事業：省エネルギーに一定の効果がある機器の導入 ・対象機器：LED照明、空調設備、給湯設備、冷凍冷蔵機器等 ・支援内容：補助率1/3（上限1,000千円）、件数見込み：80件 <p>県内中小企業等の脱炭素化や省エネ対策を促進し、更なる温室効果ガスの削減を図る</p>
②「県有施設太陽光発電設備整備費」	<p>県有施設への太陽光発電設備導入を加速化させるため、総務省の「脱炭素化推進事業債」を活用し、設計・施工一括発注方式により、32の県有施設で整備を実施</p> <p>設計・施工一括発注方式を実施することにより、工期が短縮されることから、設置可能な県有施設への太陽光発電設備を令和7年度末までに実施することができる</p>

(3) 財政力指数

財政力指数			
令和4年度	市財政力指数	福岡県財政力指数	0.620